



山形県公報

令和2年3月17日(火)
第89号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 有害図書類の指定……………(若者活躍・男女共同参画課) ……209
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……210
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 山形県立子ども医療療育センター使用料及び手数料条例による使用料及び  
手数料の額の一部改正……………(障がい福祉課) ……同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・担い手支援課) ……211
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 家畜の検査の実施……………(畜産振興課) ……同
- 同……………(同) ……212
- 基本測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……213
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 平成31年4月7日執行の山形県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正……………214

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(情報政策課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第154号

山形県青少年健全育成条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

令和2年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(図 書)

| 指定<br>番号 | 題 名                    | 図書コード等   | 発 行 所 等     | 指 定 の 理 由                           |
|----------|------------------------|----------|-------------|-------------------------------------|
| 832      | 封印映像お宝ハプニング大盤振る舞いスペシャル | 63813-59 | 株式会社コスミック出版 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 833      | 漫画大激闘 VOL. 3           | 69491-15 | 株式会社楽楽出版    |                                     |
| 834      | 臨時増刊ラヴァーズ VOL. 12      | 68542-46 | 株式会社大洋図書    |                                     |
| 835      | 実話 ローレンス 4月号           | 18019-4  | 株式会社スクラマガジン |                                     |

|     |                   |          |          |                                             |
|-----|-------------------|----------|----------|---------------------------------------------|
| 836 | 実話ナックルズ 月刊2月号     | 04877-2  | 株式会社大洋図書 | 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 837 | 実話ナックルズ ウルトラストロング | 68542-28 | 株式会社大洋図書 |                                             |

**山形県告示第155号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名   | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類 | 廃止年月日    |
|----------------------|------------------------------------|---------|----------|
| ハートスマイル株式会社          | 訪問介護ハートスマイル<br>鶴岡市日枝字鳥居上50番地14     | 訪問介護    | 令和2.3.31 |
| 一般社団法人酒田地区医師会<br>十全堂 | 訪問看護ステーションスワン<br>酒田市千石町二丁目3番20号    | 訪問看護    | 同        |
| 社会福祉法人立川厚生会          | 山水園指定訪問介護事業所<br>東田川郡庄内町狩川字笠山433番地3 | 訪問介護    | 同        |

**山形県告示第156号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類  | 廃止年月日    |
|----------------------|---------------------------------|----------|----------|
| 一般社団法人酒田地区医師会<br>十全堂 | 訪問看護ステーションスワン<br>酒田市千石町二丁目3番20号 | 介護予防訪問看護 | 令和2.3.31 |

**山形県告示第157号**

平成28年3月県告示第358号（山形県立子ども医療療育センター使用料及び手数料条例による使用料及び手数料の額）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

本則の表文書料の項中「4,400円」を「5,500円」に、

|       |        |
|-------|--------|
| 1通につき | 5,500円 |
| 1通につき | 3,300円 |

を

|       |        |
|-------|--------|
| 1通につき | 5,500円 |
| 1通につき | 5,500円 |

に改め、同表中

|      |       |         |
|------|-------|---------|
| 局部義歯 | 1床につき | 44,000円 |
|------|-------|---------|

を

|  |               |       |         |   |
|--|---------------|-------|---------|---|
|  | 局部義歯          | 1床につき | 44,000円 | に |
|  | 損害保険会社等面談室使用料 | 1回につき | 5,500円  |   |
|  | 診察券再発行手数料     | 1回につき | 260円    |   |

改める。

**山形県告示第158号**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.28%」を「年1.29%」に、「年0.93%」を「年0.89%」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和元年10月21日から適用する。
- 2 令和元年10月21日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第159号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.28パーセント」を「年1.29パーセント」に、「年1.08パーセント」を「年1.09パーセント」に、「年0.93パーセント」を「年0.89パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和元年10月21日から適用する。
- 2 令和元年10月21日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第160号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

令和2年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 実施の目的**

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びに蜜蜂の腐蛆病の発生を予防し、並びに牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

**2 実施する区域**

県内全域。ただし、3の表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、鶴岡市、新庄市、寒河江市、東根市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、同郡大江町、北村山郡大石田町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町及び東田川郡三川町の区域

**3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲**

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあつては、生後6月未満の牛を除く。

| 区 分                                      | 家 畜 の 種 類 及 び 範 囲                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛のブルセラ病及び結核病の検査                          | 1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（自家用牛に種付けするものを除く。）<br>2 1の牛と同一施設内で飼養している牛<br>3 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの                                                                                                                                                                                                           |
| 牛のヨーネ病の検査                                | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4から7までに該当するものを除く。）<br>2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。）<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5に該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。）<br>4 3の牛と同一施設内で飼養している牛<br>5 共同牧野等に放牧する牛<br>6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移入したもの<br>7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移入したもの<br>8 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの |
| 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査                  | 種卵を採取することを目的として飼養している鶏                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 蜜蜂の腐蛆病の検査                                | 採蜜の用に供し、又は供する目的で飼養している蜜蜂で県外へ移出しようとするもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査 | 実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していない牛                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

4 実施の期日及び場所

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあつては、急速凝集反応法による検査、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (2) 牛の結核病の検査にあつては、ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、リアルタイムPCR法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査
- (5) 蜜蜂の腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (6) 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあつては、血清学的検査

山形県告示第161号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

令和2年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

- 2 実施する区域  
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲  
次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。  
  - (1) 死亡前に家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の規定に基づく同法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第9条第2項第5号の農林水産大臣が指定する症状（平成23年農林水産省告示第1865号）第3号に規定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体
  - (2) 月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体であって、死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していたもの
  - (3) 月齢又は推定月齢が満96月以上で死亡した牛の死体
- 4 実施の期日及び場所  
  - (1) 期日 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
  - (2) 場所 山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所
- 5 検査の方法  
酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

**山形県告示第162号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形県全域
- 2 基本測量を実施する期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）

**山形県告示第163号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人 |                | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日      |
|--------|----------------|------------|------------|
| 氏 名    | 住 所            |            |            |
| 千歳 祐司  | 山形市双月町四丁目6番15号 | 同 左        | 令和 2. 3. 6 |

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第19号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により令和2年2月18日付け山形県選挙管理委員会告示第9号にて公表した平成31年4月7日執行の山形県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和2年3月17日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 候補者氏名           | 能 登 淳 一 | 所属党派 | 自 由 民 主 党 | 期 間    | 平成31年1月25日から<br>平成31年4月17日まで | 第1回分      |
|-----------------|---------|------|-----------|--------|------------------------------|-----------|
| 出納責任者氏名         | 鈴木健治    |      |           |        |                              |           |
| 収入              |         |      |           | 支出     |                              |           |
| 主たる寄附           |         |      |           | 人件費    |                              | 515,000円  |
| （氏名）            |         |      |           | 家屋費    |                              | 51,600    |
| （団体名）           | （職業）    |      | （寄附額）     | 選挙事務所費 |                              | 27,000    |
| 自由民主党山形県支部連合会   | 政治団体    |      | 600,000円  | 集会会場費  |                              | 24,600    |
| 自由民主党山形県村山市第一支部 | 政治団体    |      | 300,000   | 通信費    |                              | 5,166     |
| 守善昭             | 農業      |      | 100,000   | 交通費    |                              | 0         |
| 土屋均一            | 団体職員    |      | 30,000    | 印刷費    |                              | 972,760   |
| 土屋一夫            | 会社員     |      | 50,000    | 広告費    |                              | 472,056   |
| 村川邦雄            | 無職      |      | 100,000   | 文具費    |                              | 0         |
| 永瀬隆             | 農業      |      | 50,000    | 食糧費    |                              | 119,659   |
| 早川龍             | 歯科医     |      | 100,000   | 休泊費    |                              | 0         |
| 鈴木好一            | 会社員     |      | 30,000    | 雑費     |                              | 74,329    |
| 森俊悦             | 農業      |      | 100,000   |        |                              |           |
| その他の寄附          | 32件     |      | 230,000   |        |                              |           |
| その他の収入          |         |      | 745,000   |        |                              |           |
| 今回計             |         |      | 2,435,000 | 今回計    |                              | 2,210,570 |
| 前回計             |         |      | 0         | 前回計    |                              | 0         |
| 総計              |         |      | 2,435,000 | 総計     |                              | 2,210,570 |

|              | 項 目     | 金 額      |
|--------------|---------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成   | 120,160円 |
|              | ポスターの作成 | 777,000円 |
|              | 計       | 897,160円 |

|       |          |
|-------|----------|
| 訂正年月日 | 令和2年3月3日 |
|-------|----------|

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県県・市町村共同利用施設予約システム提供業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）

(2) 日時 令和2年4月27日（月） 午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県県・市町村共同利用施設予約システム提供業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年1月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
- (6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、2の(1)の役務の調達に係るシステムと類似のシステムの提供業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託した場合を含む。）を証明できること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)及び(6)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

## 4 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

### (1) 総合評価の方法

イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。

$$\text{入札価格評価点（1点未満切捨て）} = \{ 1 - (\text{入札価格} / \text{入札書比較価格}) \} \times 300$$

ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、業務提案評価点を付与する。

ハ 入札価格評価点及び業務提案評価点の配分 点数については1,000点満点とし、うち入札価格評価点を300

点、業務提案評価点を700点とする。

ニ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。

- (2) 落札者の決定の方法 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。
  - (3) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類（以下「業務提案書」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び業務提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。
- 5 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 電話番号023(630)3115
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 7 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年4月7日（火）正午までに山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。
    - イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)及び(10)に係る事項を証明する書類）
    - ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書
  - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Provision of shared facilities reservation system for Yamagata Prefecture and its municipalities, 1 set.
  - (2) Time-limit for tender: 10:00A.M. April 27, 2020
  - (3) Contact point for the notice: Information Policy Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3115